

新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
をここに公布する。

令和5年 3月29日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 6 号

新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例

(新潟市附属機関設置条例の一部改正)

第1条 新潟市附属機関設置条例(昭和35年新潟市条例第39号)の一部を次のように
改正する。

別表市長の部新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の項中

「

1 市長の諮問に応じ、情報公開制度、個人情報保護制度及び公文書管理
制度に関して必要な事項を調査審議すること。

を

」

「

1 市長の諮問に応じ、情報公開制度及び公文書管理制度に関して必要な
事項を調査審議すること。

に、

」

3 新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号。以下「公開条例」という。）、新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号。以下「保護条例」という。）及び新潟市公文書管理条例（令和3年新潟市条例第3号。以下「公文書条例」という。）の規定に基づき、実施機関に意見を述べることを

3 新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号。以下「公開条例」という。）及び新潟市公文書管理条例（令和3年新潟市条例第3号。以下「公文書条例」という。）の規定に基づき、実施機関に意見を述べることに

3の2 新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年新潟市条例第4号）第12条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

改め、同部新潟市公文書公開等審査会の項中

2 保護条例第2条第3号に規定する実施機関の諮問に応じ、保護条例第27条に規定する審査請求に関して必要な事項を審査すること。

「
2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条
第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求
に関して必要な事項を審査すること。 に

2の2 新潟市死者情報の開示に関する条例（令和5年新潟市条例第5号）
第14条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求に関して必要な事項
を審査すること。」

改める。

（新潟市情報公開条例の一部改正）

第2条 新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）の一部を次のように改正
する。

第6条第2号の次に次の1号を加える。

（2）の2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3
項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工
情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情
報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する
保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条
第2項に規定する個人識別符号

第9条第1項中「起算して15日」を「14日」に改める。

第9条の2第1項中「起算して45日」を「44日」に、「45日以内に公開」を「
当該期間内に公開」に改める。

（新潟市自治基本条例の一部改正）

第3条 新潟市自治基本条例（平成20年新潟市条例第1号）の一部を次のように改正す
る。

第22条第2項中「新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（新潟市債権管理条例の一部改正）

第4条 新潟市債権管理条例（平成26年新潟市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

（新潟市公文書管理条例の一部改正）

第5条 新潟市公文書管理条例（令和3年新潟市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項を次のように改める。

3 市長は、特定歴史公文書に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

第2条第1項に規定する個人情報及び新潟市死者情報の開示に関する条例（令和5年条例第5号。以下「死者情報開示条例」という。）第2条第2号に規定する死者情報が記録されている場合には、当該個人情報及び死者情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

第12条第1項第1号オを同号カとし、同号エを同号オとし、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 情報公開条例第6条第2号の2に掲げる情報

第12条第3項中「同項第1号アからオまで」を「同項第1号アからカまで」に改める。

第13条第1項中「起算して15日」を「14日」に改め、同条第5項中「起算して45日」を「44日」に改める。

第14条の見出し中「本人情報」を「本人情報等」に改め、同条第1項中「この条」を「この項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「死者を本人とする」を削り、

「情報」を「情報であって、死者に関する情報」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 死者情報開示条例第3条各号に掲げる者

第15条第3項中「第12条第1項第1号エ」を「第12条第1項第1号オ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(新潟市公文書管理条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に第5条の規定による改正前の新潟市公文書管理条例第14条第2項の規定による請求がされた場合における同条に規定する情報の取扱いについては、なお従前の例による。